

平成18年(行ノ)第169号

申立人 樋口 大貳 外2名

相手方 西東京市長

上告受理申立理由書(要旨)

平成19年3月11日

最高裁判所 御中

申立人代理人弁護士 清 水 勉

同 増 田 利 昭

同 鈴 木 雅 人

同 富 田 千 鶴

同 佐 渡 島 啓

同 結 城 大 輔

1 処分性に関する判例違反

原判決では、処分性に関する最高裁判例（最高裁平成9年3月11日判決・判例時報1599号48頁，最高裁平成15年9月4日判決・判例時報1841号89頁，最高裁平成16年4月26日判決・判例時報1860号42頁）と相反する判断がなされている（民事訴訟法318条1項）。

すなわち，上記最高裁判例が具体的事案に即した実質的検討のもとに処分性を認定しているのに対して，原判決は実質的な検討をすることなく形式論理で否定している。これは処分性に関する最高裁判例に反する。

2 法令の解釈に関する重要な事項を含んでいる事件

また，本件は，住民基本台帳法の解釈に関する重要な事項を含んでいる事件である（同）。

住基ネットという全国の市町村をコンピュータネットワークシステムでつなげる仕組みはこれまで我が国に存在せず，このようなネットワークシステムのために個人データを正確に識別するためのコード番号を個人データに付加することの意義ないし危険性はこれまで行政処分という観点から法的に議論されたことがない。

しかるに，原審はこれらについて一切検討せず，申立人らの請求を却下した。最高裁判所においては，法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件（民事訴訟法318条1項）として検討されるべきである。

3 大阪高裁判決と相反する判断

原判決は，本人確認情報ないし住民票コードのプライバシー性や，データマッチングの危険性などについて，箕面市等に訴訟当事者である住民の本人確認情報を大阪府知事に通知してはならないと言い渡した大阪高裁平成18年11月30日判決（以下「大阪高裁判決」という。）と相反する判断をしているので，民事訴訟法318条1項により上告審として事件を受理されるべきである。 以上